

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南国市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務は、システムにより運営され、そのシステムの管理は委託業者が行っているため、委託事業者における個人情報管理体制を確認する。

評価実施機関名

高知県南国市長

公表日

令和6年12月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与する事務 ①定期予防接種の個別接種の実施。 ②委託医療機関への委託料の支払。 ③予防接種の接種勧奨。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第14項、第126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会・情報提供】 番号法第19条第1項第8号 別表 第14項、第126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条、第67条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉センター
②所属長の役職名	所長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒783-0004 高知県南国市大埴甲320番地 南国市保健福祉センター TEL 088-863-7373
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒783-8501 高知県南国市大埴甲2301番地 南国市役所総務課 TEL 088-880-6551
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 特に力を入れている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	市のシステムにおいては、情報提供を行うことができる端末・職員を限定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 岩原 富美	②所属長 所長 島崎 哲	事後	人事異動後
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計数か 平成26年12月1日	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	事後	計測時点の更新
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成26年12月1日	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	事後	計測時点の更新
平成29年6月20日	I 関連情報 3 個人番号の利用	予防接種法第2条及び第6条	番号法第9条第1項 別表第1 項番10 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の 主務省令で定める事務を定める命令 第10号 【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	事後	関係法令及び関係主務省令 の追記
平成29年6月20日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠		番号法第19条第1項第7号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「予防接種法」が含まれる項(16 の2、17、18、19項) (別表第二における情報提供の根拠) ・なし 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報照会の根拠) 第12の2,12の3,13,13の2 条	事後	関係法令及び関係主務省令 の追記
平成29年10月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 島崎 哲	②所属長 所長 高橋 元和	事後	人事異動後
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	計測時点の更新
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計数か 平成29年4月1日	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署	②所属長 所長 高橋 元和	②所属長の役職名 所長	事後	様式変更
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計数か 平成30年4月1日	いつ時点の計数か 平成31年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成30年4月1日	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	事後	計測時点の更新
平成31年4月1日	IV リスク対策	(新規項目)	(新規項目)	事後	新規項目への記載
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	事後	計測時点の更新
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 平成31年4月1日	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	事後	計測時点の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与する。 主な事務は以下のとおり。 ①定期予防接種の個別接種の実施。 ②委託医療機関への委託料の支払。 ③予防接種の接種勧奨。	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与する。 主な事務は以下のとおり。 ①定期予防接種の個別接種の実施。 ②委託医療機関への委託料の支払。 ③予防接種の接種勧奨。	事後	関係法令の追記
令和3年3月4日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1 項番10 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10号【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	番号法第9条第1項 別表第1 項番10、93の2の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	事後	関係法令の追記
令和3年3月4日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19項) (別表第二における情報提供の根拠) ・なし 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(情報照会の根拠) 第12の2,12の3,13,13の2条	番号法第19条第1項第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」等が含まれる項(16の2、16の3、115の2の項)	事後	関係法令の追記
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2 取扱者数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	いつ時点の計測か 令和3年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1 対象人数	いつ時点の計測か 令和2年4月1日	いつ時点の計測か 令和3年4月1日	事後	計測時点の更新
令和3年5月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー	健康管理システム 住民基本台帳システム 住民基本台帳ネットワークシステム 宛名連携システム 中間サーバー ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	システムの追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月31日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与する。 主な事務は以下のとおり。 ①定期予防接種の個別接種の実施。 ②委託医療機関への委託料の支払。 ③予防接種の接種勧奨。	予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施、その他必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保持に寄与する事務 ①定期予防接種の個別接種の実施。 ②委託医療機関への委託料の支払。 ③予防接種の接種勧奨。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ②予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ③予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年7月26日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1 項番10、93の2の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	番号法第9条第1項 別表第1 項番10、93の2の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第5号(委託先への提供) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第7号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」等が含まれる項 (16の2、16の3、115の2の項)	番号法第19条第1項第8号 別表第二(別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」等が含まれる項 (16の2、16の3、115の2の項)	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年1月7日	I 関連情報 3 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1 項番10、93の2の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第5号(委託先への提供) 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	番号法第9条第1項 別表第1 項番10、93の2の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和3年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和4年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	いつの時点の計測か 令和5年4月1日時点	いつの時点の計測か 令和6年4月1日時点	事後	計測時点の更新
令和6年10月1日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1 項番10、93の2の項 内閣府・総務省令第5号 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	番号法第9条第1項 別表 第14項、第126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 番号法第19条第6号(委託先への提供) 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 【各手続の根拠】 予防接種法第2条及び第6条	事後	番号法改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第1項第8号 別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に「予防接種法」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項) (別表第二における情報提供の根拠) ・第三欄(情報提供者)が「市町村長」等の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」等が含まれる項 (16の2、16の3、115の2の項)	【情報照会・情報提供】 番号法第19条第1項第8号 別表 第14項、第126項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める 事務及び情報を定める命令 第10条、第67条の2	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年10月1日	8. 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		十分である 個人情報の取り扱いに関して手作業が介在する場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクの対策は十分であると考えられる。	事後	新項目への記載
令和6年10月1日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)		特に力を入れている 市のシステムにおいては、情報提供を行うことができる端末・職員を限定している。	事後	新項目への記載